

日本教職員組合 第106回定期大会

中央執行委員長あいさつ

と き 2017年7月15日

ところ 日本教育会館

日教組第106回定期大会に、全国各地より出席いただきました代議員・傍聴者の皆様、ご苦労さまです。また、公私ともご多忙な中、連合・逢見事務局長、公務労協・吉澤事務局長、民進党・野田幹事長、社民党・吉川政審会長、公明党・三浦文部科学部会副部長、自由党・木戸口政審会長代理をはじめ、労働界、各政党代表者、日政連議員団、労働福祉団体、教育総研関係者、本部弁護団、退職者組織など、多くのご来賓にご臨席を賜りました。ご来賓の皆様、満場の拍手で感謝の意を表したいと思っております。ありがとうございます。

また、本定期大会の開催にあたり、ご理解を賜りました地元・一神町会の皆様、警備関係者の皆様、取材をいただくマスコミ関係者の皆様に、高い壇上からではございますが、心よりの感謝の念とお礼を申し上げます。

本定期大会は、2日間の日程で開催いたします。会場周辺への配慮も含め、諸般の状況を勘案しての日程設定です。代議員の皆様には、特段のご理解とご協力をいただきたいと存じます。

はじめに、このたびの九州北部豪雨により被災された皆さまに、心よりお見舞いを申し上げます。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、未だ安否のわからない方々の一刻も早い救出と、一刻も早い復旧・復興を心より願っています。

さて、第106回定期大会の開会にあたり、討議の素材になれば、との思いから、3点に絞って申し上げ、日教組中央執行委員会を代表してのあいさつとさせていただきます。

第1点目は教育と民主主義に関してです。

まず、来年度・18年度より前倒し実施される「特別の教科 道徳」について

ふれておきたいと思います。運動方針案に記述している「教科化は、一定の価値観の押しつけとなることから懸念を表明」「道徳観を評価することは、たとえ記述によるものであっても内心の自由を侵害するとして反対」ということを前提にお話します。

検定教科書となることへの懸念について、過去の苦い経験を思い出します。それは、1989年に改訂された学習指導要領で、小学校低学年に社会と理科に替わって生活科が新設された時のことです。生活科についても、その教科の趣旨からいって、教科書がなじむのかどうかの議論があったと記憶していますが、結果的に検定教科書となりました。教科書となったことで、なにが起こったのか。各小学校にうさぎ小屋が設置され、ミニトマトの栽培が始まり、ザリガニの飼育が広がっていったと記憶しています。うさぎ小屋・ミニトマト・ザリガニという素材がよくないと言っているのではありません。教科書に素材として掲載されると、ついつい、その素材が活用され、実践が一色に染まっていくということがこれまでもあったということです。

「特別の教科 道徳」も検定教科書となりました。全国一律に、規定された価値観や規範意識の押しつけにつながっていくことが危惧されます。また、それぞれの地域や子どもの実態に即して開発された地域素材や副読本などが、十分に活用できなくなる懸念もぬぐえません。生活科新設時の教訓に学び、各学校で創意工夫した教育実践にブレーキがかかるようなことは、避けなければならないと考えます。

安倍内閣が、教育勅語について「憲法や教育基本法等に反しないような形で教材として用いることまでは否定されることではない」と閣議決定しました。日教組は、戦後の衆参両院で、教育勅語の排除・失効の決議が行われていることから、「教材として用いることは憲法違反である」との考えを明らかにしています。

戦後、排除・失効のもととなった教育基本法については、2006年に「改正」されており、「我が国と郷土を愛する」ことが明記されました。これにより、道徳の教科書検定の際にも「伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度」の観点から意見が付されました。

一方で、安倍政権は、「特定秘密保護法」「集団的自衛権行使容認」「安全保障

関連法「テロ等準備罪（共謀罪）法」と、「1強暴走」、数の力を背景に強引な国会運営を行ってきました。まさに民主主義の危機です。また、安倍首相は、都議選後も、憲法の早期改正に強い意欲を示しています。とりわけ、9条に自衛隊を明記することは、9条2項を形骸化させるもので、戦後、日本が歩んできた「平和国家」の道からはずれることとなります。教育勅語問題とも重ね合わせて考えると、帝国憲法下の社会、戦前回帰の本音が読み取れます。国民教化を担ってきたのが戦前・戦中の教育でした。私たちは、そのような社会は「ノー」です。

道徳の授業づくりにあたっては、体験的な活動を生かすことや子どもにとって身近で日々の暮らしに結びつく地域素材の活用、人権やジェンダー平等の視点でとらえたときに、どのような授業展開ができるかなど、「日教組カリキュラム提言」も活用し、「多面的・多角的に考える」授業づくり、教育研究活動をすすめていきましょう。

同時に、日教組組合員の多くが公務員です。憲法第99条「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」。憲法尊重擁護義務を課せられた公務員としての立場からも、立憲主義、憲法の3原則を堅持し、憲法の理念にもとづいた社会の実現のための運動や教育実践にとりくんでまいりましょう。

第2点目は学校現場における「働き方改革」に関してです。

教職員の働き方については、OECDのTALIS2013、連合総研の実態調査、そして、4月に公表された文科省の「教員勤務実態調査（速報値）」によって、いずれも教員の勤務実態は限界に達していることが明らかとなりました。

日教組は、「緊急政策提言」をまとめ、与野党、連合、教育関係団体などへの要請や新聞意見広告など、世論喚起にも努めてきました。折しも、政府の「働き方改革実行計画」が決定されました。連合は、私たちの要請を受け止め、「2018～2019年度政策・制度要求と提言」の中に「教職員の超過勤務の実態を把握するとともに、教員にも労働基準法第37条を適用し、長時間労働の是正をはかる」ことを新たに盛り込みました。神津会長・逢見事務局長をはじめとする連合の役員のみなさんは、この提言をもとに政府への働きかけを強めていただいています。

かつてないほど教員の長時間労働に係る世論が高まっている中、文科大臣は、「学校における働き方改革に関する総合的な方策」について中教審に諮問しました。審議の中心課題は「学校が担うべき業務」「教職員・専門スタッフの役割分担」「組織運営体制・勤務のあり方」などとなっています。

中教審「特別部会」の審議にあたっては、連合の委員などと連携を図り、意見反映に努めていきます。そして、日教組として、労基法の適用、上限規制、給付法の見直し、定数改善などの「15の緊急提言」を踏まえた運動、働きかけを、様々なチャンネルとつながりながらすすめてまいります。

その一方で、「質」も「量」も求める次期学習指導要領が実施されていく中、教職員の時間外勤務がさらに増大していくことが危惧されます。

政府の「骨太の方針 2017」で創設が打ち出された「キッズウィーク」について、働き方改革の視点からふれておきます。「子どもたちの豊かな心や人間性を育むには、子どもたちが家族とともに休日を過ごし、地域の行事に参加することなどにより、絆を深めることが重要」であることから「キッズウィーク」の提案につながったと聞きます。これに似た表現がかつてあったな、と思いました。それは、「完全学校週五日制の実施について」（2002年3月）の文科省通知にありました。通知では、「完全学校週五日制は、幼児、児童及び生徒の家庭や地域社会での生活時間の比重を高めて、主体的に使える時間を増やし、『ゆとり』の中で、学校・家庭・地域社会が相互に連携しつつ、子どもたちに社会体験や自然体験などの様々な活動を経験させ、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの『生きる力』をはぐくむものである」とあります。

しかし、昨今、点数学力の向上をめざした「土曜授業」の導入や次期学習指導要領における授業時数増への対応としての土曜日活用の例示などがなされています。夏季休業などを削って「キッズウィーク」を実施するよりも、完全学校週5日制の通知でうたわれている趣旨に立ち戻り、子どもたちが豊かな週末を過ごす条件整備を合理的配慮も含めて施策化することのほうがすっきりすると考えます。子どもの権利条約第31条「休息及び余暇についての権利」。子どもが権利行使の主体なのですから。

教職員の働き方改革の視点からも、子どもたちに豊かな週末を保障していくことこそが、結果的に教職員の長時間労働の是正にもつながるのだと考えます。

いずれにしても、私たち自らのとりくみとして、世論の高まりも生かし、人事委員会勧告期、確定期のとりくみを強め、実感が持てる教職員の働き方改革の実現に向け、1歩でも2歩でも前へ、全国的なうねりを作り出してまいりましょう。

第3点目は組織の拡大・強化に関してです。

各単組・支部・分会で「組織拡大・強化戦略の基本方針」にもとづくとりくみが展開され、新規採用者をはじめとした青年層の組合加入数は増加し、臨時・非常勤教職員や再任用者の組織拡大もすすみました。この成果と課題をもとに、今年度からは「組織拡大・強化のとりくみ方針Ⅱ」にもとづいたとりくみをすすめています。その中で、教職員の長時間労働是正のとりくみを、組合の存在が実感できるものとして、組織拡大・強化につなげていかなければなりません。同時に、子どもの笑顔あふれる学校づくり、職場教研の充実、分会会議の定例化、協力・協働の職場づくりにもつなげていかなければなりません。長時間労働の是正は、組織強化にとって、相乗効果を生み出すものだと考えています。

日教組結成70年。人権教育や平和教育などの教育実践、教職員定数改善や教育予算拡充などの教育条件整備、賃金・労働条件改善など、脈々と積み上げられてきた運動と教育研究活動の歴史と成果・教訓を若い世代に継承していかなければなりません。そのために、労働学校を久方ぶりに開催します。「組織拡大・強化のとりくみ方針Ⅱ」と同様、5年スパンの計画としています。女性参画に加えて青年層の参画を促進し、日教組運動を未来につなげてまいりましょう。

最後に、日教組本部執行部は、「憲法・子どもの権利条約の理念の実現」「すべての子どもに豊かな学びの保障」「安心して働き続けられる労働環境の確立」「Edufare 社会の実現」「社会的対話の推進」「教え子を再び戦場に送るな!」「憲法施行・日教組結成70年～職場を原点に未来につなげる運動～」これらスローガンのもと、みなさんの先頭に立って、運動を展開していく決意であることを申し上げ、中央執行委員会を代表してのあいさつといたします。

2日間、有意義な大会としていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。